

令和2年5月29日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から次のとおり通知がありましたので貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、改正前の規定は、令和3年5月31日までの間はその効力を有することにご留意お願いいたします。

また、詳細については神奈川県のホームページを参照して下さい。

参考) 生衛第1502号、神奈川県生活衛生課長通知概要

- 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例
 - ・ 食品衛生法の改正に伴い、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、厚生労働省令で、「公衆衛生上必要な措置」についての基準が規定され、同内容を規定していた同条例第2条（営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準）を削除し、これに伴い、この基準を具体的に規定していた別表1及び2を削除した。
- 同条例施行規則の一部を改正する規則
 - ・ 改正食品衛生法により、HACCPに沿った衛生管理が制度化され、その細目が政省令に規定されたことを受け、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例を一部改正したことに伴い、所要の改正（同条例施行規則第2条から第15条まで、及び第1号様式を削除）を行った。
- 施行期日：令和2年6月1日（経過措置 令和3年5月31日まで）

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の 一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

食品衛生法の改正に伴い、H A C C Pに沿った衛生管理が制度化されたため、営業の施設の衛生的な管理その他の公衆衛生上必要な措置について、厚生労働省令でその基準が規定されたことから、現行の規定を削除するとともに関係規定の整備を行うため、所要の改正を行った。

2 改正の内容

- (1) 厚生労働省令で、「公衆衛生上必要な措置」についての基準が規定されたことから、同内容を規定していた第2条（営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準）を削除した。
- (2) 第2条を削除することに伴い、営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準を具体的に規定していた別表第1及び別表第2を削除した。
- (3) その他所要の規定の整備を行った。（第3条～第8条関係）

3 施行期日

令和2年6月1日（経過措置：令和3年5月31日まで）

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例施行 規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

平成30年6月に成立した改正食品衛生法により、HACCPに沿った衛生管理が制度化され、その細目が政省令に規定されたことを受け、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）を一部改正したことに伴い、所要の改正を行った。

2 改正の内容

- (1) 第2条から第15条までの規定を削除した。
- (2) 第1号様式を削除した。
- (3) その他引用条項の整備等所要の規定の整備を行った。

3 施行期日

令和2年6月1日（経過措置：令和3年5月31日まで）